

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

関連部署	総務部、まちづくり推進部、住民福祉部 住民福祉部健康子ども局、教育委員会事務局
------	--

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施する。

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- 河川公共土木施設災害復旧事業
- 道路公共土木施設災害復旧事業
- 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- 街路災害復旧事業
- 公園等施設災害復旧事業
- 堆積土砂排除事業

(3) 農林水産業施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他災害復旧事業

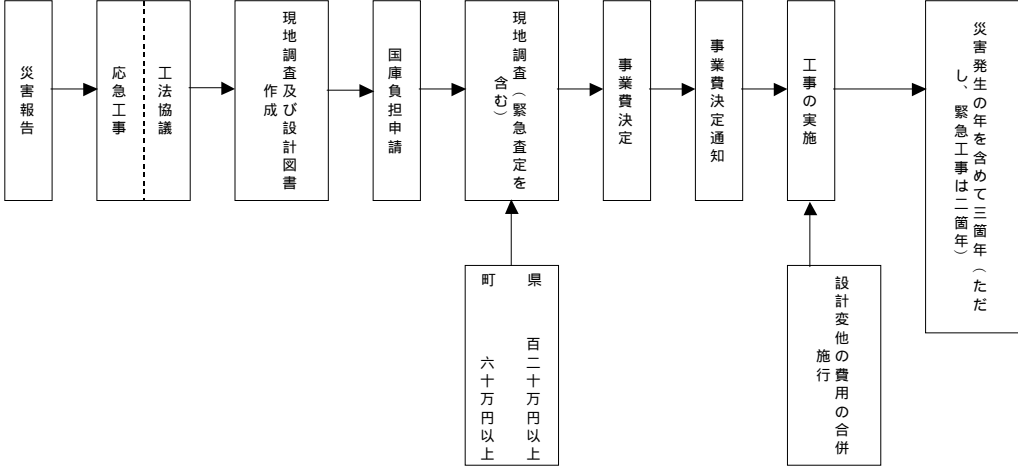
2 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づいて、町では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

3 公共土木施設災害復旧の手続き

河川、道路、橋梁、砂防、治山等の公共土木施設における災害復旧の手続きは、以下のとおりである。

公共土木施設災害復旧手続



第2節 災害復旧に伴う財政援助の確保

関連部署	総務部
------	-----

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

災害復旧事業財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	同上3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条	同上3条1項
農林水産施設災害復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	同上5条1項
都市施設災害復旧事業（街路）	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法52条	同上3条1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	同上3条1項
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条、37条の2	同上3条1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上3条1項
湛水排除事業		同上3条1項、10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律8条1項
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律12条
小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法3条	同上13条
事業協同組合等施設災害復旧事業		同上14条
公立社会教育施設災害復旧事業		同上16条
水防資材費		同上21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法8条1項	同上22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	下水道法34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害甲斐金の支給及び災害援護資金の貸付	災害甲斐金の支給等に関する法律7条	
災害特例債		小災害特例債、歳入欠かん債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第3節 民間施設等の災害復旧資金対策

関連部署	総務部、まちづくり推進部、住民福祉部、住民福祉部健康子ども局
------	--------------------------------

被災した民間施設の早期復旧を図るため必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

農業災害に対する融資制度（平成30年12月19日現在）

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金 (災害復旧)	(共同利用施設災害復旧)	農協・農協連、土地改良区・同連合	0.20% ~ 0.30%	20年以内	3年以内
	農協等が設置する農産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧 (主務大臣指定施設災害復旧)	会、5割法人・団体、農業共済組合・同連合会等	0.20% ~ 0.30%		
経営体育成強化資金	災害により必要とする資金	農業を営む者	0.30%	25年以内	3年以内
農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	農地、牧野又はその保全、もしくはは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む人、土地改良区・同連合	0.20% ~ 0.30%	25年以内	10年以内
		会、農協・農協連等			
農林漁業セーフティネット資金	災害による売上が減少したため必要となった事業運転資金	農林漁業者	0.20%	10年以内	3年以内

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜等農林業(注1)経営に必要な資金	被害農林業者 農業にあっては、年収量30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額のある人又は30%以上の樹体損失額のある人	3.0% 以内 ~ 6.5% 以内	3~6年 以内	個人 200万円 法人 2000万円
			林業にあっては、年収入10%以上の損失額のある人又は50%以上の施設損失額のある人			4~7年 以内
	事業資金	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5% 以内	3年以内	組合 2500万円 連合会 5000万円
激甚災(注1)			組合 5000万円 連合会 7500万円			

注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用も受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

災害援護資金（平成30年11月1日現在）

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	1 実施主体 町 (町条例に基づく) 2 経費負担 国 2/3 県 1/3	対象となる自然災害により世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住家が滅失した場合は 1,270万円	1 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ住居の半壊 170万円以内 ウ住居の全壊 250万円以内 エ住居全体の滅失又は流失 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア1と2アが重複 250万円以内 イ1と2イが重複 270万円以内 ウ1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア2イの場合 250万円以内 イ2ケの場合 350万円以内 ウ3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3カ月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間 据置期間経過後10年 (特別の事情のある場合5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75%

生活福祉資金（平成28年2月1日現在）

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金 災害援護資金	災害救助法が適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 町社会福祉協議会及び民生委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 常災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 据置期間 6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 年1.5% (措置期間中は無利子)

第4節 民生安定計画

関連部署	総務部、まちづくり推進部、住民福祉部、住民福祉部健康子ども局
------	--------------------------------

災害時において住民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。住民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

1 住宅の確保

(1) 公営住宅の確保

町は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融公庫から住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

2 雇用機会の確保

町は、被災者の職業斡旋について県へ要請等を行う。

県は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（り災証明書等）により失業の認定を行い給付を行う。

3 義援金品の受付及び配分

り災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ確実にり災者に配分する。

(1) 義援金品の受付

り災者あてに寄託された義援品を企画総務班で受け付ける。

義援金品のうち義援金については、本部事務局に収納する。

(2) 義援金品の配分

この配分については、企画総務班が関係機関と協議のうえ配分計画を決定する。

配分に際しては援助物資の配分に準じるが、援助物資と混同することなく明確に区分処理し、その受領、配分については必ず受払の記録を残し、また受領書を徹しておく。

(3) 義援品の保管

この保管については救護厚生班にて協議し、配分が完了するまで一時保管場所として、庁舎内の適当な場所を確保する。

4 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、「地方税法」又は「三宅町町税条例」により、町税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月を越えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

第5節 災害復興計画

関連部署	総務部、まちづくり推進部、住民福祉部、住民福祉部健康子ども局、教育委員会事務局、磯城消防署、消防団
------	---

災害の予防・応急・復旧等により、町民の安全・安心を確保し、早期に町民の生活安定と社会経済活動の回復を図るだけではなく、大規模な災害が発生した後に、町民の生活や地域の環境が被災前の状態に比してよりよいものとなるようにしていくためには、事前に、総合的かつ長期的な視点にたった復興計画を策定しておく必要がある。

本町の復興計画の策定にあたっては、県の示す復興基本方針及び復興の主役である町民の意見を踏まえて策定する。